



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
3月11日(水)  
号 外  
第 11 号

## 目 次

### 条 例

○栃木県高等学校教育改革促進等基金条例の制定	2
○栃木県手数料条例の一部改正	2
○栃木県森林整備地域活動支援基金条例の廃止	5

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇栃木県高等学校教育改革促進等基金条例の制定（栃木県条例第1号）

- 1 県立の高等学校等における教育改革の推進及び教育環境の整備充実を図るため、栃木県高等学校教育改革促進等基金を設置することについて、新たに条例を制定することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

### ◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第2号）

- 1 職業能力開発促進法第44条の規定に基づく技能検定に係る成績証明書の交付手数料を定めること等のため、所要の改正をすることとしました。
- 2 この条例は、一部を除き、令和8(2026)年5月1日から施行することとしました。

### ◇栃木県森林整備地域活動支援基金条例の廃止（栃木県条例第3号）

- 1 栃木県森林整備地域活動支援基金を廃止するため、栃木県森林整備地域活動支援基金条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 1 栃木県高等学校教育改革促進等基金条例
- 2 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 3 栃木県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例

令和8年3月11日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第1号

栃木県高等学校教育改革促進等基金条例

(設置)

第1条 県立の高等学校等における教育改革の推進及び教育環境の整備充実を図るため、栃木県高等学校教育改革促進等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用・益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局高校教育課)

栃木県条例第2号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条、第3条、第5条関係)		別表第1(第2条、第3条、第5条関係)	
事務	金額	事務	金額
1~304 略		1~304 略	
305 職業能力開発促進法第44条の規定に基づく技能検定に係る合格証明書又は成績証明書の交付	略	305 職業能力開発促進法第44条の規定に基づく技能検定に合格した者の申請により行う合格証明書	略
306~517 略		306~517 略	
備考 略		備考 略	

**第2条** 栃木県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条、第5条関係)		別表第1(第2条、第5条関係)	
事務	金額	事務	金額
1~8の4 略		1~8の4 略	
8の5 租税特別措置法施行令第40条の4第4号に掲げる法人であることの証明書の交付	略	8の5 租税特別措置法施行令第40条の3第4号に掲げる法人であることの証明書の交付	略
8の6~182 略		8の6~182 略	
183 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	略	183 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第1項第1号及び第2項第5号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	略
184 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第	略	184 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第	略

<p>7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項（同条第13項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>略</p>
<p>7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）又は第80条第1項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査（次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>略</p>
<p>185 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第6項又は第80条第1項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査（これらの項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。）</p>	<p>略</p>
<p>185 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第7項又は第80条第1項の規定による医薬品又は医薬部外品に係る適合性調査（これらの項に規定する期間を経過するごとに受けるものに限る。）</p>	<p>略</p>
<p>185の2～464の2 略</p>	<p>略</p>
<p>464の2の2 マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づくマンションの容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>464の2の2 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査</p>
<p>464の3～517 略 備考 略</p>	<p>464の3～517 略 備考 略</p>

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条中別表第1の8の5の項及び464の2の2の項の改正規定 令和8年4月1日

(文書学事課)

栃木県条例第3号

栃木県森林整備地域活動支援基金条例を廃止する条例

栃木県森林整備地域活動支援基金条例（平成14年栃木県条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(林業木材産業課)